平成２２年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	3

府省庁名　内閣府

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　事業税（外形）不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　）
要望項目名	地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の延長・拡充
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 下記(1)の地域において、不特定多数の者が利用する施設や危険物施設など地震防災上の措置を講じる必要があると認められる重要な施設又は事業を管理・運営する事業者（以下「事業者」という。）が、下記(2)の地震防災対策用資産を取得した場合に、当該資産に係る固定資産税の課税標準を３年間価格の３分の２に軽減する。 (1) 対象地域　ア．東海地震に係る地震防災対策強化地域 イ．東南海・南海地震防災対策推進地域 ウ．日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 (2) 対象資産　緊急地震速報受信装置及び関連設備（緊急遮断装置、感震装置） ・要望内容　上記特例措置の(1)対象地域を全国に拡充するとともに、適用期限を２年間（平成 24 年 3 月 31 日まで）延長する。
関係条文	地方税法附則第 15 条第 16 項、同法施行令附則第 11 条第 24 項、同法施行規則附則第 6 条第 43 項
要望理由	これまで、「大規模地震対策特別措置法」、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）と東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）において地震防災対策を進めてきたが、平成 16 年の新潟県中越地震、平成 17 年の福岡県西方沖地震、平成 19 年の能登半島地震、新潟県中越沖地震、平成 20 年の岩手・宮城内陸地震など、強化地域及び推進地域以外の地域においても大規模な地震が発生しており、今後も首都直下地震をはじめ、全国において甚大な被害をもたらす地震の発生が懸念されているため、行政だけでなく当該地域に存する事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進する必要がある。そのため、事業者が地震防災対策用資産を整備することにより、事業者自体の被害の軽減を図るとともに、当該事業者が行政による災害初動期の応急対策活動を補完することが必要である。 なお、平成 19 年 10 月から気象庁による緊急地震速報の一般向けの提供が開始され、緊急地震速報の普及を進めることで地震発生に際しての被害を抑制する効果が期待できることから、平成 21 年度税制改正において緊急地震速報受信装置を対象資産に追加する等の見直しを行ったばかりであり、その整備は未だ途上にある。
減収見込額	（初年度）６（４）　（平年度）１１（７）　（単位：百万円）
地方税以外の措置 既存	・国税 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税・法人税） ・融資、補助金その他 ー
地方税以外の措置 22年度の要望	・国税 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税・法人税）の拡充 ・融資、補助金その他 ー
過去の要望経緯	昭和 58 年度　創設（適用期限 5 年間、課税標準 2/3）、昭和 63 年度　適用期限 2 年間延長 、平成 2 年度　対象資産拡充、適用期限 2 年間延長、平成 4, 6 年度　適用期限 2 年間延長、平成 8 年度　対象地域拡大、適用期限 2 年間延長、平成 10 年度　適用期限の 2 年間延長、平成 12 年度　適用期限 2 年間延長、課税標準引き上げ（2/3→3/4）、平成 14 年度　適用期限 2 年間延長、課税標準引き上げ（3/4→4/5）、平成 15 年度　対象地域の拡充及び廃止、課税標準の一部変更（2/3 と 4/5）、平成 16 年度　適用期限 2 年間延長、対象地域の一部廃止、平成 17 年度　対象地域の拡充、平成 18 年度　適用期限 2 年間延長、平成 20 年度　適用期限 2 年間延長、課税標準引き上げ（2/3→3/4）、平成 21 年度　対象資産の拡充及び廃止、対象地域の拡充、課税標準引き下げ（5 年間 3/4→3 年間 2/3）
本要望に対応する縮減案	ー